

富士宮市小規模森林整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 富士宮市は、森林の保全、整備及び活用の促進を図るため、森林所有者が行う小規模森林整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、富士宮市補助金交付規則（昭和59年富士宮市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模森林 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となる森林であつて、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

ア 農地、住宅地その他これらに類する土地が含まれていないこと。

イ 市内に存するものであること。

(2) 森林所有者 小規模森林の土地又は木竹を所有する者をいう。

(3) 小規模森林整備事業 小規模森林において行う整備事業であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、施工面積が1ヘクタール未満であるものに限る。

ア 樹木の植栽に係る地ごしらえ及び植付けを行うこと。ただし、1アール当たり20本以上の割合で植栽するものに限る。

イ 樹齢1年生から10年生までの人工林において雑草木を全て除去すること。

ウ 集落及び周辺農地の環境改善のために立木を皆伐し、又は択伐すること。

エ 人工林における除伐を行うこと。

オ 施工面積における立木のおおむね20パーセント以上の間伐を行うこと。

カ 静岡県土地家屋調査士会富士宮支部の会員である土地家屋調査士が小規模森林境界確定及び面積算出のために測量をすること。

(4) 林業事業者 静岡県が選定した育成経営体であって、市内の法人をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、森林所有者が行う小規模森林整備事業とする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 林業事業者以外の者が行う場合

(2) 過去5年の間に国又は県の補助等を受けた小規模森林である場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、小規模森林整備事業に要する経費の2分の1(対象となる小規模森林が、道路及び河川に接している場合にあつては、当該経費の3分の2)以内の額とし、50万円を限度とする。

2 補助金の額に、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

小規模森林整備補助金

～森林整備のための補助金を交付します～

令和6年4月1日～受付開始

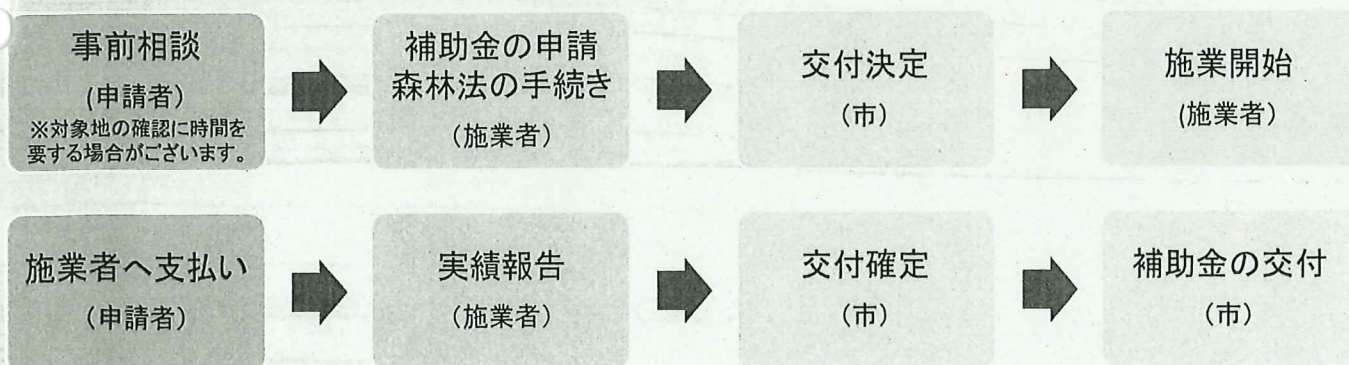
交付の条件

- ・申請者は市内で森林を所有する個人であること。
- ・施業地は1ヘクタール未満の静岡県地域森林計画に指定された市内の森林であること。
- ・補助金交付後も5年間、森林として整備する土地であること。
- ・施業者は市で指定した事業者であること。
(静岡県の育成経営体に登録された市内事業者であること)
- ・過去5年以内に国や県の補助等による森林整備事業を実施していない森林であること。

補助金の額

- ・小規模森林事業に要する経費の2分の1
(対象の小規模森林が道路及び河川に接している場合は経費の3分の2とする)
- ・上限50万円

交付の流れ



※事前相談の際、施業予定の森林の地番の分かるものをご用意ください。

- ・登記簿
- ・本人確認ができるもの(免許証等)

※予算が上限に達し次第、受付を終了します。



